

平成28年1月より

## マイナンバー制度が始まります

(8)

たかはし労務コンサルタント事務所  
社会保険労務士 所長 高橋 真悟

皆さんにこの記事を読まれる頃には、マイナンバーの番号通知カードを受け取っているかもしれません。マイナンバーの運用開始はもうすぐです。準備はできているでしょうか。

まずは、マイナンバーを含む情報漏えいと聞くと不正アクセスを思い浮かべる方もいるかもしれません。ですが、情報漏えいの件数は不正アクセスよりも誤操作などの人的要因によるものが大半であることを忘れてはいけません。メールやFAXの誤送信は代表的な情報漏えい事故といえるでしょう。

### 日本法令製 マイナンバー取得・保管セットのご案内

紙ベースで管理を行う中小規模会社におすすめです。詳しくは、本誌10月号の同封案内、もしくは当協会総合受付(☎052-961-1666)まで。

(品切れの場合はご容赦ください)



では、万が一事故が発生してしまった場合はどうのように対応すればよいのでしょうか。今回は全体的な流れをみて、詳細は次回以降にとりあげていくことにしましょう。

事故が発生した場合は担当者レベルではなく会社全体の問題として対処する必要があります。そのためには事故発生時の連絡体制を明確にしておきましょう。

被害拡大の防止の次は二次被害の防止です。漏えいした情報の対象者にログには反映されません。IT機器でカバーできない部分は手書きの管理簿等で記録を残しておくことが必要になります。

人間が扱う以上、事故は必ず発生するといつても間違いではないでしょう。間違えることを前提として二重三重の対策を講じていきましょう。

※注「ログ」＝機器を利用した際の操作や処理内容を時系列に記録したもの

対して状況説明を行います。対象者の特定や状況を説明するためには事実関係がわからなければなりません。普段から取り扱い記録を残しておくことが重要です。

再発防止も重要な取り組みです。なぜ事故が発生したのかを分析し、同様の問題が発生しないようになればなりません。